

表 縦十センチメートル
横八センチメートル

証 明 書	
第 号	令和 年 月 日交付
所 属	
職 氏 名	市町村長 印

右の者は、児童福祉法第二十一条の十四第一項、第三十四条の八の三第三項、第三十四条の十七第一項、第三十四条の十七の三第三項及び第五十六条の八第七項の規定による質問又は立入検査をする職権を行う者であることを証明する。

裏

第十三号の三様式（第二十条関係）

児童福祉法（抄） 第十八条の十六（略）	② 前項の規定による質問又は立入検査を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。
③ 第二十一条の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。	③ 第二十一条の十四 市町村長は、第二十一条の十一第三項の規定により行われる調整等の事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、その必要な限度で、その事務を受託した者に対し、報告を求め、又は当該職員に、関係者に対し質問させ、若しくは当該事務を受託した者の事務所に立ち入り、その帳簿書類その他の物件を検査させることができる。
② 第十八条の十六第二項及び第三項の規定は、前項の場合について準用する。	② 第三十四条の八の三 市町村長は、前条第一項の基準を維持するため、放課後児童健全育成事業を行う者に対して、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員に、関係者に対して質問させ、若しくはその事業を行う場所に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。
② 第十八条の十六第二項及び第三項の規定は、前項の場合について準用する。	② 第十八条の十六第二項及び第三項の規定は、前項の場合について準用する。
③・④（略）	第三十四条の十七 市町村長は、前条第一項の基準を維持するため、家庭的保育事業等若しくは乳児等通園支援事業を行う者に対して、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員に、関係者に対して質問させ、若しくは家庭的保育事業等若しくは乳児等通園支援事業を行う場所に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。
③・④（略）	第三十四条の十七の三 市町村長は、児童の福祉のために必要があると認めるときは、児童育成支援拠点事業を行う者に対して、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員に、関係者に対して質問させ、若しくはその事業を行う場所に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。
③（略）	② 第十八条の十六第二項及び第三項の規定は、前項の場合について準用する。
③ 第五十六条の八（略）	
②・③・④（略）	
⑦ 市町村長は、公私連携型保育所の運営を適切にさせるため、必要があると認めるときは、公私連携保育法人若しくは公私連携型保育所の長に対して、必要な報告を求め、又は当該職員に、関係者に対して質問させ、若しくはその施設に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。	
⑧・⑬（略）	